

# 社会福祉法人 幸洋福祉会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行い、かつ全職員が仕事と家庭生活の調和を図り、継続就労者が増えるよう、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間：令和2年10月1日から 令和5年9月30日までの3年間
- 2 課題：
  - (1) 一般職員に比べて管理職が長時間勤務であり、仕事と家庭の両立がしにくく、管理職を目指す女性職員が少ない。
  - (2) 年次有給休暇の取得促進を行っているが、浸透していない。

## 3 内容：

目標1 超過勤務時間を減らせるよう、業務の見直しを図る。

【対策】令和2年10月～ 施設全体・部署ごとの超過勤務時間の実績を分析し、改善が必要な職員を選定する。  
生産性の高い働き方の実現に向け、業務状況の情報共有、業務プロセス・業務分担の見直しを行う。  
仕事と家庭を両立しながらキャリア形成を重ねるイメージが持てるよう、管理職の勤務時間管理の徹底を行う。

目標2 年次有給休暇の取得の促進を図り、年間平均取得日数 10日以上を目指す。

【対策】令和2年10月～ 施設全体・部署ごとの年次有給休暇の取得実績を分析し、9月と1月の年2回状況を把握する。  
状況を把握したら取得の少ない部署を中心に、全体朝礼や主任会議を通して取得促進を呼びかける。